

長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和4年2月15日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	奥	村	修	計
同	林		広	文

令和3年度

監 査 報 告

財務監査(工事監査)

〔後期〕

理 財 部

環 境 部

水 産 農 林 部

中央総合事務所

上下水道局事業部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

第2 監査の対象

理 財 部 (契約検査課、検査指導室)

環 境 部 (環境整備課、東工場)

水 産 農 林 部 (水産振興課、農林振興課)

中央総合事務所 (地域整備1課、地域整備2課)

上下水道局事業部 (事業管理課、水道建設課、給水課、浄水課、下水道建設課、
下水道施設課)

今回の監査は、令和2年3月から令和3年2月までに発注したもののうち、
次のとおり工事10件と業務委託4件を抽出した。

工 事 (10件)

件 名	所 管 名
1 三京クリーンランド排水処理施設砂ろ過塔ほか整備工事	環境整備課
2 東工場ごみ焼却設備及び付帯設備整備工事	東工場
3 大園公園整備工事	地域整備1課
4 三川(8)地区急傾斜地崩壊対策工事	
5 仁田佐古小学校運動場整備工事	地域整備2課
6 本河内1丁目・本河内2丁目(径500㎍)配水管布設工事	水道建設課
7 滑石2丁目(径50・30㎍)配水管布設工事	
8 手熊浄水場浄水施設改良工事	浄水課
9 西部下水処理場水処理施設(土木)築造工事	下水道建設課
10 南部下水処理場中央監視制御設備改築工事	下水道施設課

業 務 委 託 (4件)

件 名	所 管 名
1 為石漁港海岸堤防等老朽化対策測量設計業務委託	水産振興課
2 為石町・芒塚町くらしの道測量業務委託	地域整備2課
3 落矢ダム導水施設基本設計業務委託	事業管理課
4 漏水調査業務委託(1工区)	給水課

第3 監査の期間

令和3年9月1日から令和4年1月27日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 計 画 事前協議及び諸手続
- (2) 設 計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積 算 積算基準の運用
- (4) 契 約 契約手続
- (5) 施 工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検 査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 設計図書で求めている書類が提出されているか
- (3) 現場の安全対策が適切に実施されているか
- (4) 工事・業務打合せ簿による指示・承諾が適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭により指導した。

指 摘 事 項

水産農林部

- 1 為石漁港海岸堤防等老朽化対策測量設計業務委託 [水産振興課]
(1) 道路上で測量をしていたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

中央総合事務所

- 1 仁田佐古小学校運動場整備工事 [地域整備2課]
(1) 道路上にバックホウ等を設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

(2) ブレーカー等を使用した構造物の解体において、騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。
- 2 為石町・芒塚町くらしの道測量業務委託 [地域整備2課]
(1) 道路上で測量をしていたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

上下水道局事業部

- 1 落矢ダム導水施設基本設計業務委託 [事業管理課]
(1) 入札不調となった1回目の業務委託において、履行期間の設定を業務内容に合わない考え方で算定し短くしていた。適正な設計に留意されたい。
- 2 漏水調査業務委託(1工区) [給水課]
(1) 漏水調査費を下げるために、古い積算基準を採用していた。適正な設計に留意されたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 公園の緑化について

中央総合事務所は、大園公園の再整備において、地元との意見交換会における落ち葉の清掃が大変であることや広場を有効活用したいとの意見を受けて、既存の樹木11本を全て伐採し、新たな植樹は2本に減らしていた。

公園の緑化については、長崎市環境保全条例第38条で、公園等の公共施設の管理者は、公共施設における緑化の計画を定め、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならないとなっている。

樹木は、夏場に木陰を利用できることや二酸化炭素を減らすなど生活に役立つ多くの働きがあるため、今後は、都市公園の役割を考慮したうえで地元と協議しながら緑豊かなまちを造るために、公園の整備においては統一的な取組みで緑化することが望まれる。